



宮 崎 県 公 報

令和6年5月16日(木曜日) 第509号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定(2件)…(福祉保健課)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出(“ ”)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“ ”)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退(“ ”)	2
○生活保護法に基づく施術者の指定(“ ”)	2
○指定居宅サービス事業者の指定(長寿介護課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定(“ ”)	2
○指定居宅サービス事業の廃止(“ ”)	3
○介護医療院の開設許可(“ ”)	3

○道路の区域の変更(道路保全課)	3
○道路の供用の開始(3件)(“ ”)	4
○道路の占用を制限する区域の指定(“ ”)	4
○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示(都市計画課)	4
○包括外部監査契約の締結(監査事務局)	5
公 告	
○危険物取扱作業の保安に関する講習の実施(消防保安課)	5
○土地改良区の役員の就退任の届出(2件)(農村整備課)	6
○土地改良区の定款変更の認可(“ ”)	7
○基本測量の終了の通知(5件)(管理課)	7

告 示

宮崎県告示第 276号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション yoridocoro	東諸県郡国富町大字三名1162番地2	令和6年4月1日

宮崎県告示第 277号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
高千穂町訪問看護	西臼杵郡高千穂町大字	令和6年4月1日

ステーション	三田井 435-1
--------	-----------

宮崎県告示第 278号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
仮屋外科胃腸科医院	都城市志比田町5427番地1	令和6年3月31日

宮崎県告示第 279号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
高千穂町訪問看護ステーション	西臼杵郡高千穂町大字三田井 435番地1	令和6年3月31日

宮崎県告示第 280号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1 項（第55条第 2 項において準用する同法第51条第 1 項）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関は、その指定を辞退した。

令和 6 年 5 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	辞退年月日
デンタルオフィス 松田	都城市鷹尾 3 丁目 3 街 区 8	令和 6 年 3 月 31 日

宮崎県告示第 281号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項

においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 6 年 5 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
友松 美結 みこと鍼灸院	延岡市野田町5098- 2 メゾン清水 102	令和 5 年 12 月 5 日
長谷川 梓 みこと鍼灸院	延岡市野田町5098- 2 メゾン清水 102	令和 6 年 2 月 6 日

宮崎県告示第 282号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 6 年 5 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4562190076	訪問看護ステーションひまわり	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原四丁目43番	合同会社ひまわり	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原四丁目43番	令和 6 年 4 月 1 日	訪問看護
4562290025	高千穂町訪問看護ステーション	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井435番地 1	西臼杵広域行政事務組合	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1346番地 1	令和 6 年 4 月 1 日	訪問看護
4570601577	コンパスウォーク日向北町	宮崎県日向市北町一丁目60番	株式会社トーフク	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂 175 88番地 8	令和 6 年 4 月 1 日	通所介護
4571701269	介護のすけさん	宮崎県北諸県郡三股町樺山字五本松3472番地 5	合同会社タカラ	宮崎県北諸県郡三股町樺山3111番地 1 A 棟	令和 6 年 4 月 1 日	訪問介護
4571901133	訪問看護ステーション yoridocoro	宮崎県東諸県郡国富町三名字三ヶ町1162番地 2	株式会社愛 Life	宮崎県東諸県郡国富町三名字三ヶ町1162番地 2	令和 6 年 4 月 1 日	訪問看護
45B2000019	国民健康保険西米良診療所介護医療院	宮崎県児湯郡西米良村村所66番地 1	西米良村	宮崎県児湯郡西米良村村所15番地	令和 6 年 4 月 1 日	短期入所療養介護
45B2200023	五ヶ瀬町国民健康保険病院介護医療院	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所2109番地 1	西臼杵広域行政事務組合	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1346番地 1	令和 6 年 4 月 1 日	短期入所療養介護

宮崎県告示第 283号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和 6 年 5 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4562190076	訪問看護ステーションひまわり	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原四丁目43番	合同会社ひまわり	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原四丁目43番	令和6年4月1日	介護予防訪問看護
4562290025	高千穂町訪問看護ステーション	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井435番地1	西臼杵広域行政事務組合	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1346番地1	令和6年4月1日	介護予防訪問看護
45B2000019	国民健康保険西米良診療所介護医療院	宮崎県児湯郡西米良村村所66番地1	西米良村	宮崎県児湯郡西米良村村所15番地	令和6年4月1日	介護予防短期入所療養介護
45B2200023	五ヶ瀬町国民健康保険病院介護医療院	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所2109番地1	西臼杵広域行政事務組合	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1346番地1	令和6年4月1日	介護予防短期入所療養介護

宮崎県告示第 284号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570800393	静和園ヘルパーサービスセンター	宮崎県西都市清水792番地	社会福祉法人日章福祉会	宮崎県宮崎市丸島町2番36号	令和6年4月1日	訪問介護

宮崎県告示第 285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	介護医療院		開設者		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
45B0500010	介護医療院白寿荘	宮崎県小林市堤2939番地	医療法人信和会	宮崎県小林市堤2939番地	令和6年4月1日	介護医療院
45B2000019	国民健康保険西米良診療所介護医療院	宮崎県児湯郡西米良村村所66番地1	西米良村	宮崎県児湯郡西米良村村所15番地	令和6年4月1日	介護医療院
45B2200023	五ヶ瀬町国民健康保険病院介護医療院	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所2109番地1	西臼杵広域行政事務組合	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1346番地1	令和6年4月1日	介護医療院

令和6年5月16日

宮崎県告示第 286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年5月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
237	県道	北方高 千穂線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字西 1 3869番50地 先から同郡 同町同大字 同字 13869 番50地先ま で	旧	4.5～ 6.1	17.0
				新	10.1～ 13.1	17.0

宮崎県告示第 287号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年5月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	218号	延岡市貝の 畑町2903番 18地先から 同市同町29 01番3地先 まで	令和6年5月16日

宮崎県告示第 288号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年5月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
224	県道	遠見半 島線	東臼杵郡門 川町大字庵 川字保井53 23番1地先 から同郡同	令和6年5月16日

宮崎県告示第 291号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成5年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正し、

			町同大字字 芳谷4723番 1地先まで	
--	--	--	---------------------------	--

宮崎県告示第 289号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年5月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
237	県道	北方高 千穂線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字西 1 3869番50地 先から同郡 同町同大字 同字 13869 番50地先ま で	令和6年5月16日

宮崎県告示第 290号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年5月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	218号	延岡市貝の畑町2903番18地先から同市同町2901番3地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年5月16日

公表の日から施行する。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。						5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。					
(1) [略]						(1) [略]					
(2) 一般国道						(2) 一般国道					
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点					起 点	終 点			
[略]						[略]					
国道 2 21号	[略]					国道 2 21号	[略]				
	小林市堤字三 松3535番地先	[略]					小林市堤字三 松3535番1地 先	[略]			
	[略]						[略]				
	高原町大字西 麓字馬登1792 番地先	[略]					高原町大字西 麓字馬登1792 番1地先	[略]			
	[略]						[略]				
[略]						[略]					
国道 2 68号	[略]					国道 2 68号	[略]				
	小林市野尻町 東麓字出口19 99番1地先	[略]					小林市野尻町 東麓字宮竹19 99番1地先	[略]			
[略]						[略]					
国道 3 27号						国道 3 27号	県道土々呂日 向線との交点 (日向市大字 財光寺字木原 地内)	日向市大字平 岩字大齊5773 番4地先	100 メー トル	用途地 域等を 除く区 域	第2 種禁 止地 域等
	日向市大字塩 見字中山崎 8 76番8地先	[略]					日向市大字塩 見字中山崎 8 76番8地先	[略]			
[略]						[略]					
(3)~(6) [略]						(3)~(6) [略]					

宮崎県告示第 292号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結した。

なお、契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを、令和6年5月16日から30日間、県庁前の掲示場に掲示する。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 中 原 義 博
住所 宮崎市の中村西2丁目3番23号
- 2 契約の始期
令和6年4月1日
- 3 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方

法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

公 告

消防法（昭和23年法律第 186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所	
給油取 扱所に おいて 危険物 の取扱 作業に 従事す る危険 物取扱 者を対 象とし た講習	7月25日(木) 13:30~16:30	小林中央公民館 小林市細野38番地 1	
	8月2日(金) 9:30~12:30	新富町総合交流センター「きらり」 児湯郡新富町上富田6345番地 5	
	8月7日(水) 9:30~12:30	日向市日知屋公民館 日向市大字日知屋1425番地 1	
	8月28日(水) 9:30~12:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東 1 丁目 2 番地 7	
	8月29日(木) 9:30~12:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東 1 丁目 2 番地 7	
	8月30日(金) 9:30~12:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東 1 丁目 2 番地 7	
	9月3日(火) 9:30~12:30	日南市生涯学習センターまなびピア 日南市木山 2 丁目 4 番44号	
	9月9日(月) 13:30~16:30	高千穂町中央公民館 西臼杵郡高千穂町大字三田井 723番 地 1	
	9月10日(火) 9:30~12:30	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番地の 1	
	9月24日(火) 9:30~12:30	都城市中央公民館 都城市姫城町 7 街区 8 号	
	9月25日(水) 9:30~12:30	都城市中央公民館 都城市姫城町 7 街区 8 号	
	給油取 扱所以 外にお いて危 険物の 取扱作 業に従 事する 危険物 取扱者 を対象 とした 講習	8月2日(金) 13:30~16:30	新富町総合交流センター「きらり」 児湯郡新富町上富田6345番地 5
		8月7日(水) 13:30~16:30	日向市日知屋公民館 日向市大字日知屋1425番地 1
8月28日(水) 13:30~16:30		宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東 1 丁目 2 番地 7	
8月29日(木) 13:30~16:30		宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東 1 丁目 2 番地 7	
8月30日(金) 13:30~16:30		宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東 1 丁目 2 番地 7	
9月3日(火) 13:30~16:30		日南市生涯学習センターまなびピア 日南市木山 2 丁目 4 番44号	
	9月10日(火) 13:30~16:30	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番地の 1	
	9月11日(水) 9:30~12:30 13:30~16:30	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番地の 1	
	9月24日(火) 13:30~16:30	都城市中央公民館 都城市姫城町 7 街区 8 号	
	9月25日(水) 13:30~16:30	都城市中央公民館 都城市姫城町 7 街区 8 号	

2 講習の対象者
製造所、貯蔵所又は取扱所において現に危険物取扱作業に従事する者であって、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状又は丙種危険物取扱者免状の交付を受けており、かつ、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項若しくは第2項に規定する受講義務者

3 講習科目及び講習時間数
(1) 危険物関係法令 1時間
(2) 危険物の火災予防等 2時間

4 受講申請書の受付期間
令和6年6月21日(金)から令和6年7月9日(火)まで(郵送の場合は、7月9日(火)の消印のあるものまで有効とする。)

5 受講申請書の提出先
宮崎市橋通東 2 丁目 7 番18号 大淀開発ビル内(〒 880-0805)

一般社団法人宮崎県危険物安全協会

6 受講手数料
5,300円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

7 その他
(1) 受講申請書は、一般社団法人宮崎県危険物安全協会、各地区危険物安全協会、宮崎県総務部危機管理局消防保安課、各消防本部又は一部町村役場(西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町)で交付する。
(2) 詳細については、一般社団法人宮崎県危険物安全協会(電話0985(22)1868)又は宮崎県総務部危機管理局消防保安課(電話0985(26)7065)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、南田土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。
令和6年5月16日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地

理 事	日 高 哲 男	宮崎市佐土原町下那珂 10135番地 3
理 事	郡 司 孝 幸	宮崎市佐土原町下那珂 11697番地
理 事	松 浦 浩 一	宮崎市佐土原町下那珂7267番地
理 事	郡 司 利 明	宮崎市佐土原町下那珂 11052番地
監 事	川 俣 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂 10128番地
監 事	松 浦 正 利	宮崎市佐土原町下那珂 10898番地 1

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地
理 事	川 俣 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂 10128番地
理 事	日 高 哲 男	宮崎市佐土原町下那珂 10135番地 3
理 事	郡 司 孝 幸	宮崎市佐土原町下那珂 11697番地
理 事	松 浦 浩 一	宮崎市佐土原町下那珂7267番地
監 事	郡 司 忠 男	宮崎市佐土原町下那珂 10144番地
監 事	松 浦 正 利	宮崎市佐土原町下那珂 10898番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、東禅寺・鈴町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	新 名 敏 文	宮崎市佐土原町下田島6950番地
理 事	金 丸 隆 一	宮崎市佐土原町下田島7919番地2
理 事	杉 尾 正 利	宮崎市佐土原町下田島 11850番地
理 事	瀬 川 俊 男	宮崎市佐土原町下田島4044番地

理 事	樋 口 信 広	宮崎市佐土原町下田島6378番地2
理 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地
理 事	中 村 敦	宮崎市佐土原町下田島6912番地4
理 事	吉 原 弘	宮崎市佐土原町下田島7890番地7
理 事	岩 切 祐 治	宮崎市佐土原町下田島 12137番地
監 事	木 村 勉	宮崎市佐土原町上田島 250番地
監 事	立 山 紘	宮崎市佐土原町下田島6970番地1

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地の 1
理 事	新 名 敏 文	宮崎市佐土原町下田島6950番地
理 事	金 丸 隆 一	宮崎市佐土原町下田島7919番地2
理 事	杉 尾 正 利	宮崎市佐土原町下田島 11850番地
理 事	瀬 川 俊 男	宮崎市佐土原町下田島4044番地
理 事	樋 口 信 広	宮崎市佐土原町下田島6378番地2
理 事	岩 切 勝 浩	宮崎市佐土原町下田島 11858番地
理 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地
理 事	松 本 良 徳	宮崎市佐土原町下田島7893番地4
監 事	木 村 勉	宮崎市佐土原町上田島 250番地
監 事	中 村 みはる	宮崎市佐土原町下田島6912番地4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）から令和6年3月12日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通

知があった。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業地域
宮崎県全域
- 3 作業終了日
令和6年3月31日

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業地域
宮崎県全域
- 3 作業終了日
令和6年3月31日

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（火山土地条件図データ作成（霧島山地区））
- 2 作業地域
宮崎県霧島山地区
- 3 作業終了日
令和6年3月31日

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（電子基準点測量及び機動観測）
- 2 作業地域
宮崎県宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、東諸県郡綾町、児湯郡新富町、児湯郡西米良村、児湯郡川南町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、西臼杵郡日之影町
- 3 作業終了日
令和6年3月31日

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和6年5月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業地域
宮崎県都城市、小林市、えびの市
- 3 作業終了日
令和6年3月31日